堺障サ第９３２号

令和６年７月９日

各指定生活介護事業所 　　管理者 各位

堺市健康福祉局障害福祉部

障害福祉サービス課長

生活介護の入浴支援加算・喀痰吸引等実施加算の対象者について（通知）

平素は、本市障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、令和６年４月より生活介護の入浴支援加算及び喀痰吸引等実施加算が新設されております。

つきましては、その対象者の取扱いについて次のとおり整理を行いましたので、ご確認のうえ適切に取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

１　対象者について

1. 入浴支援加算

重症心身障害者もしくは医療的ケアを必要とする者

1. 喀痰吸引等実施加算

医療的ケアを必要とする者

２　対象者の確認方法について

（１）重症心身障害者

すでに交付されている最新の受給者証の生活介護の項目に**「重度支援（重心）」**の記載がある方については、当該加算対象者であるため、読み替えのうえ、請求をお願いいたします。

また、次回更新時には特記事項欄に「入浴（重心）」と記載された受給者証を発行します。

（２）医療的ケアを必要とする者

　　　別紙医療的ケア判定スコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者を対象とします。対象となる方であるかをご確認のうえ、請求をお願いいたします。

留意点

本通知は対象者の確認方法についての内容のため、その他算定要件については、各自ご確認いただきますようお願いいたします。

［問合せ先］

堺市 健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 認定給付係

TEL：072-228-7510　FAX：072-228-8918